

**宇治田原町教育情報ネットワーク整備及び教職員用端末等更新業務事業
公募型プロポーザル実施要項**

令和 7 年 4 月 2 日
宇治田原町教育委員会 学校教育課

1 業務の名称

宇治田原町教育情報ネットワーク整備及び教職員用端末等の更新業務

2 業務の内容

別添業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

令和元年に導入した教育系ネットワーク機器、教職員用端末及び校務サーバ等を、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に則して更新し、ICT 活用による教職員の働き方改革の推進とともに、児童生徒のタブレット活用下での学びの環境づくりを拡充することを目的とするものである。

本業務の執行にあたっては、本町の地域性や固有の実情を正確に把握した上で、職員の業務効率化を実現することが前提となる。この実現のため、ネットワーク設計やサービスの内容を総合的に判断する必要があることから、プロポーザルにより提案を受け付け、事業者を決定する。

3 本業務の上限額

- (1) 構築業務：84,093,900 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 運用業務・利用料：年額 6,515,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 契約の期間

- (1) 構築業務：契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで
- (2) 運用業務：令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

5 参加資格要件等

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和 6・7 年度宇治田原町指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 宇治田原町の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 宇治田原町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (6) 個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMSIS027001) 又はプライバシーマーク制度認証 (JISQ15001) の認定を受けている者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (8) 共同企業体で本プロポーザルに参加しようとする場合、構成員全員が上記(1)～(7)を満たしたうえで様式2を提出すること。

6 日程

・募集開始・仕様書等の配布（公告）	令和7年4月 2日（水）
・企画提案に関する質問提出期限	令和7年4月 8日（火）午後5時まで
・企画提案に関する質問への回答	令和7年4月14日（月）
・参加意向申出書の提出期限	令和7年4月18日（金）午後5時まで
・企画提案書等の提出期限	令和7年4月25日（金）午後5時まで
・プレゼンテーション	令和7年5月 9日（金）※予定
・業務予定者の特定	令和7年5月16日（金）※予定

7 提出書類・期限等

(1) 企画提案に関する質問

- ・期限：令和7年4月8日（火）午後5時まで
- ・方法：Email による（宇治田原町学校教育課 gakko@town.ujitawara.lg.jp）
様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ①件名は[宇治田原町教育情報ネットワーク整備及び教職員用端末等の更新業務に関する質問]とすること。
 - ②質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ③質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。
 - ④企画提案の審査に関する質問は受け付けない。
- ・回答日：令和7年4月14日（月）
- ・回答方法：町ホームページに掲載

(2) 参加意向申出書

- ・期限：令和7年4月18日（金）午後5時まで
- ・方法：Email による（宇治田原町学校教育課 gakko@town.ujitawara.lg.jp）
- ・様式：参加意向申出書（様式1）
共同企業体を構成する事業者一覧（様式2）※共同企業体で参加する場合
＊ 参加意向申出書の提出後、参加を辞退する場合は、令和7年4月28日（月）午後5時までに、その旨を書面（任意様式）にて連絡すること。

(3) 企画提案書

- ・期限：令和7年4月25日（金）午後5時まで
- ・提出場所：〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1
宇治田原町役場2階 学校教育課
電話番号 0774-88-6612 FAX 番号 0774-88-3231
- ・提出方法：追跡確認できる郵送（期限内必着）又は持参。提案は1業者1提案とする。
- ・提出書類及び部数等：仕様書に基づき業務内容を企画し、以下に掲げる書類とともに提出すること。

提出書類名		部数	内容・記載を要する事項等	備考
1	企画提案書	7	(1)事業者の概要 (2)本業務に対する取り組み姿勢 (3)国が示す方針等を踏まえ、更新にあたって重要と認識している事項 (4)更新に係る提案概要 (5)システム機器等の機能概要 (6)システム機器等更新後の保守体制 (7)導入までのスケジュール (8)実施体制 (9)業務実績 (10)その他の提案等	表紙： 様式 3 その他様式任意・A4 版 提案書は 40 ページ以内とすること
2	見積書	1	積算内訳（必要となる経費の内訳と積算を記載）	任意様式（構築業務と運用業務・利用料を分けて作成すること）
3	宇治田原町の納税証明書 (完納証明書)	1	宇治田原町税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類。	宇治田原町に納税義務のある場合のみ対象
4	消費税及び地方消費税の納税証明書	1	消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類。（直前 1 営業年度分の証明書（写し可））	
5	営業経歴書	1	企画提案書提出者、直接取引を希望する支店等、営業種目、営業年数、従業員数等	様式 4
6	実績調書	1	過去における事業実績 ※教育情報ネットワーク整備及び教職員用端末等の更新業務事業及びそれに類する業務の実績を記載し、代表的な事例を提示すること。	様式 5
7	本業務の推進体制	1	本業務に係る推進体制	任意様式
8	会社概要	1	既製のもので可	任意様式

8 プレゼンテーション

(1) 期日：令和 7 年 5 月 9 日（金） ※予定

＊ 時間等の詳細は応募のあった事業者に対して後日連絡をする。

(2) 場所：宇治田原町役場

(3) 出席人数：6 名以内

- ＊ 1 提案者当たり 50 分（質疑時間 20 分含む）とする。
- ＊ プレゼンテーションの方法は提案者の任意としますが、映像機器（プロジェクター等）を使用する場合には、事前に連絡してください。（その際、プロジェクター及びスクリーンは宇治田原町において準備しますが、パソコン等は提案者で準備してください。）

9 業務予定者の特定等

- (1) 業務予定者は、審査委員会が評価する結果を基に、宇治田原町が特定する。
- (2) 評価は、別表「評価基準」に基づき企画提案及びプレゼンテーションの内容を審査することにより行う。
- (3) 業務予定者選定の結果、評価点の合計が最も高い者を契約候補者とし随意契約の協議を行う。ただし、協議の結果、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に協議を行うこととする。
- (4) 選定結果は、速やかに参加者に書面により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせは受け付けない。
- (5) 審査委員会での審査において、評価基準の評価点が 6 割未満の候補者は、本業務先候補（優先交渉者）として選定しないものとする。なお、候補者が 1 者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

10 企画提案の無効

次に掲げる場合に該当するときは無効とする。

- (1) 5 に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合
- (2) 資格確認資料又は企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
- (3) 7 に示した企画提案に関する内容に適合しない場合
- (4) 見積額が 3 に掲げる上限額を超えている場合
- (5) 評価点が 6 割に満たない場合

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成及びプレゼンテーションに関する費用は、提案者の負担とします。なお、提出のあった企画提案書等は返却しません。
- (2) 企画提案書は、提案者に無断で使用することはありません。ただし、提案のあった内容については、今後の企画の参考にすることがあります。
- (3) 企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (4) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う場合があること、及び情報公開請求に応じて提案書類の情報開示を行う場合があることを了知してください。
- (5) 選定結果に対して異議申し立ては受け付けません。
- (6) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

宇治田原町教育情報ネットワーク整備及び教職員用端末等の更新業務プロポーザル評価基準

評価項目	評価内容	配点
基本事項	当町の現在のシステム、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを理解したうえで、システム構成が考えられているか。	10
	同様のシステム構築の受託実績は十分にあるか。	10
実施体制	・事業遂行に十分な体制が組めているか。 ・当町や協力業者との役割分担は明確か。	15
	本事業の具体的なスケジュールが明示され、成果物について具体的に示されているか。	10
設計・構築	次世代の校務DXを踏まえ、将来的なICT活用の拡張性を考慮されているか 例：校外含むロケーションフリー等	10
	将来的な拡張が可能な構成となっているか。 例：ストレージの増強、他システムとの連携など	10
	セキュリティが強固で、災害にも考慮したシステム構成となっているか。 例：不正接続対策、情報漏洩対策、自然災害対策等	10
運用・保守	セキュリティを確保しつつ、教職員の負担が少ない運用となっているか。 例：暗号化、無害化处理等	15
	運用管理（日常、人事異動等）やシステム障害対応において、当町の運用負荷が少ない提案となっているか。	15
追加提案	その他、有益な提案がなされているか。	20
費用	得点＝配点×最低提案価格÷提案者の価格 ※小数点第1位を四捨五入	25
合 計		150